

近藤構成員提出資料

困難な課題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会

プレゼンテーション
民間シェルター

特定非営利活動法人
全国女性シェルターネット理事
近藤恵子

全国女性シェルターネット

- 1998年設立、2005年に法人化、現在68団体が参加
- DVや性暴力被害を受けた女性・子どもの回復支援に関わる、民間サポートシェルター等の全国ネットワーク
- シェルターを維持運営しつつ、一時緊急保護から中長期の回復支援まで、直接・間接の支援を行うとともに、必要とされる調査研究活動、教育啓発活動、政策提言活動を行い、毎年、全国シェルターシンポジウムを開催
- DV防止法の制定および三次にわたる法改正に貢献、2011年より、DV性暴力被害者のための24時間フリーダイヤルを担当

民間シェルターの支援理念

- 民間シェルターの支援理念は、当事者主義とエンパワーメント
- DV、性暴力はジェンダー犯罪
- 性差別の構造から不断に生み出される暴力犯罪、性的搾取
- 暴力の発見から回復支援まで、必要な法制度を作り出し、運用の改善をはかり、社会資源を発掘してきたのは、当事者と痛みを共有する女性たち
- 北京世界女性会議以降の四半世紀、女性に対する暴力根絶が女性運動の中心軸となり、民間シェルターの活動が全国に広がる

民間シェルターは 女性支援のワンストップサポートセンター

- シェルター、ステップハウス、子どもシェルター等の緊急サポート
- 相談から回復支援までの継続的サポート（医療支援、司法支援、サポートカウンセリング、行政手続き支援、生活支援、就労支援、自助グループなど）
- 多領域にわたる連携ネットワークの形成
- 必要とされる社会資源の活用と発掘

民間シェルターは 女性支援のワンストップサポートセンター

- 当事者をつなぎ目とする暖かく強靱なネットワークと課題解決に向かう柔軟なフットワーク
- 当事者こそが専門家
ひとりひとりの支援プログラムを実践
- DV・性暴力・性虐待・性的搾取の被害当事者、子どもなど、多領域にわたる支援実績によるスキルの蓄積
- 地域の支援力を豊富化

支援の流れ ①発見,相談,シェルター対応



民間団体の重要性

24時間、365日、当事者の痛みを共有する
女性たちによる支えあいのネットワーク
支援理念はエンパワー・当事者主義
継続的多領域の支援活動

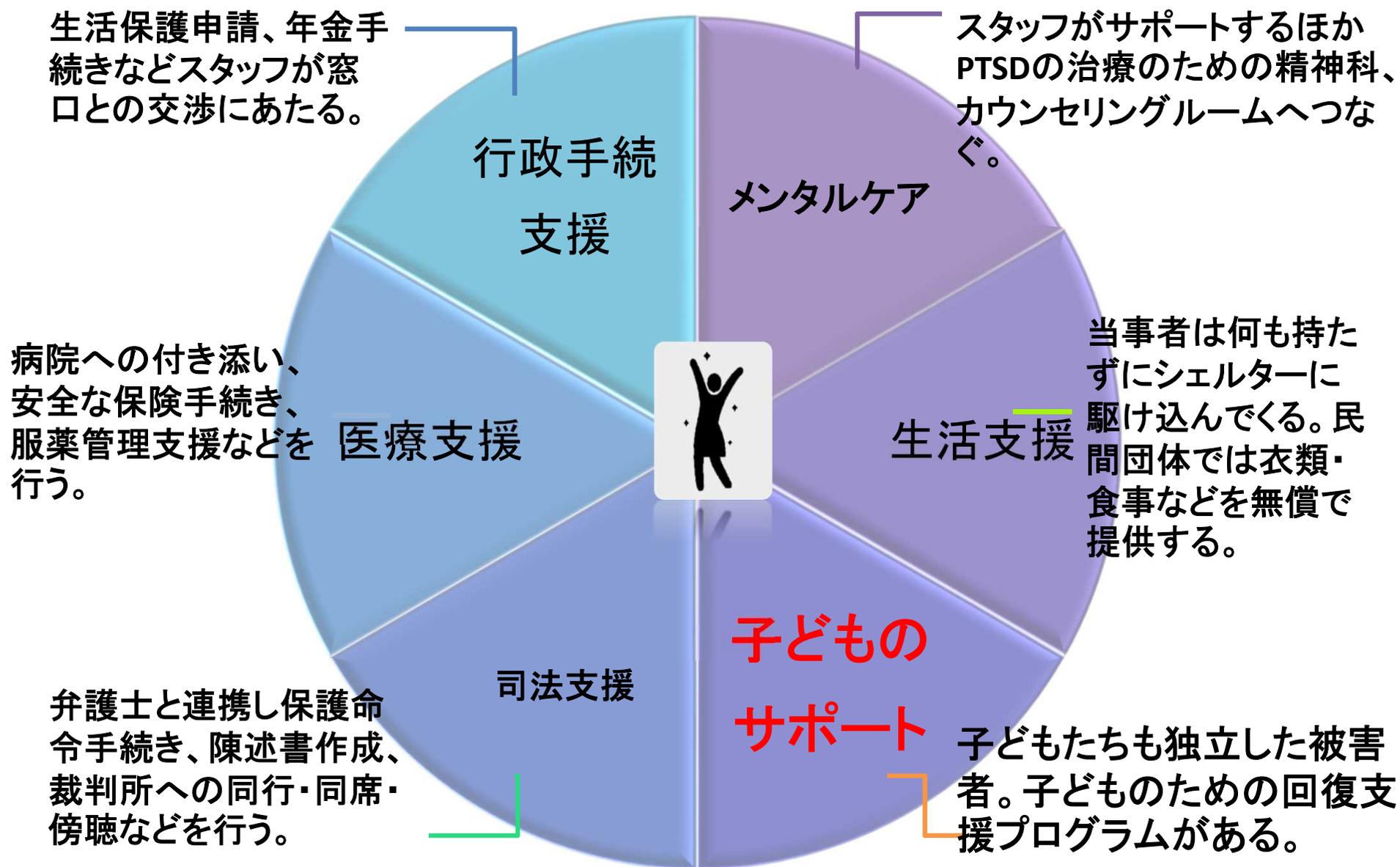
当事者によりそって

当事者が専門家

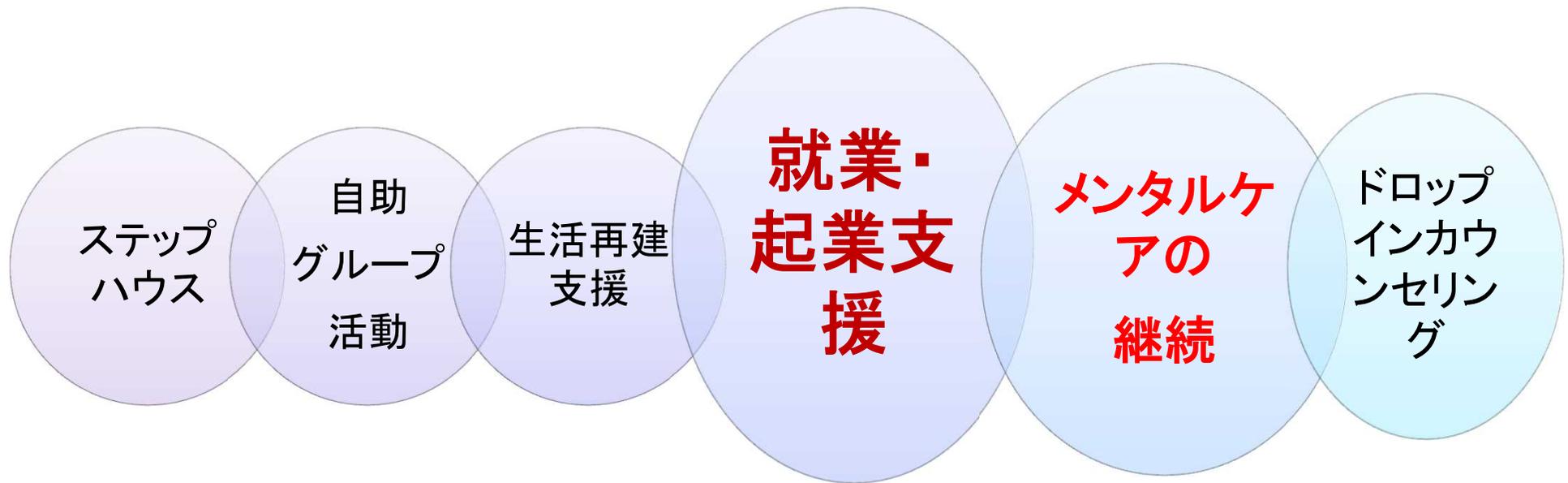
自らのDV被害を克服したスタッフが
サポートカウンセラーや団体のリー
ダーとなっていることが多い。



支援の流れ ②シェルター利用中の支援



支援の流れ ③退所後の自立支援



シェルターを出てからが本格的な自立回復支援の舞台。ひとりひとりの回復の道のりに必要なサポートを展開する。継続的なメンタルサポートとともに、経済的な自立に向けて就労支援が重要。

北海道シェルターネットワーク

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を使用したものである。（承認番号 平19総使、第82号）



相談件数

()内は道立女性相談センターの相談件数

年度	北海道警察	婦人保護事業 実施市 (12市)	法務局	民間 シェルター (8か所)
24	1,233	860	253	6,831 (4,985)
25	1,635	930	211	6,673 (4,553)
26	2,177	983	251	7,231 (4,745)
27	2,854	1,166	226	6,529 (4,531)

DV被害者緊急一時保護件数(民間がほぼ6割)

()内は道立女性相談センターの保護件数

※平成28年度の全国委託割合は**33.3%**

年度	札幌	釧路	帯広	北見	旭川	苫小牧	室蘭	函館	合計 (援助センター)
26	18	9	19	7	12	36	39	61	201 (126) 61.5%
27	16	7	7	8	4	32	27	55	156 (101) 60.7%
28	11	47	10	6	2	37	18	47	148 (130) 53.2%
29	8	7	8	5	1	34	24	42	138 (124) 52.6%

女性支援の北海道モデル

★緊急一時保護委託手続き

- 当事者の選択と決定による利用が実現
- 民間シェルターの緊急保護ケースを北海道がほぼそのまま委託、当事者の負担を軽減し、安全確保が図られる
- 当事者の選択と決定によるシェルター利用が可能になる
- 緊急ケース、困難ケースについての関係機関ケースカンファレンスの実施
- 中長期の自立支援について、財源・人員確保が課題

民間支援団体の現状と課題

- ひろがる支援格差
 - ・官民の支援格差、自治体間支援格差
- 民間支援団体の位置づけと財源の確保
 - 緊急一時保護から回復支援までの事業委託
 - ・支援専門領域に応じた事業委託
 - ・中長期回復自立支援事業に対する事業委託
 - モデル事業の検証と制度化
- 運用改善と予算化
 - 現在使われている退所者支援の予算を、婦人保護施設だけではなく、委託先施設・DV防止法による利用者にも拡大

民間シェルターの抱える問題

(日本の民間シェルターの実態調査報告書 h. 19 小川真理子)

運営上の困難	回答 シェルター数
財政上の問題	24
人材の不足	23
スタッフの養成と専門性の確保	16
安全体制の確立	15
地域におけるDV問題の認識不足	13
関係機関との連携	8
一時保護委託の困難	6

運営上の課題 民間シェルターへの財政支援

(地域における配偶者間暴力対策の現状と課題アンケート H. 23.3 内閣府)

		総数(n)	行っている	行っていない	無回答
総数		1,531	6.9	91.9	1.2
都道府県		47	51.1	48.9	-
市		754	10.2	89.1	0.7
	再掲 都市部	42	33.3	66.7	-
	中核市	37	29.7	67.6	2.7
町村		727	0.7	97.5	1.8

民間シェルターへの財政支援内容

(地域における配偶者間暴力対策の現状と課題アンケート H. 23. 3 内閣府)

		総数 (n)	人件 費	事務の 家賃 光熱水 費、電 話料金 等	緊急時 におけ る安全 の確保 に要す る経費	同行支 援等の 交通費 等支援 に掛か る経費	シェル ター等 の家賃	当面の生 活資金、 調停申立 費用、就 労面接交 通費等被 害者の当 面の生活 にかかる 経費	自助グ ループ などの 運営費	その 他
総数		106	30.2	28.3	15.1	22.6	47.2	6.6	8.5	47.2
都道府県		24	41.7	25.0	20.8	41.7	54.2	4.2	20.8	50.0
市		77	27.3	29.9	14.3	18.2	48.1	7.8	5.2	44.2
	再掲 都市部	14	21.4	28.6	7.1	21.4	71.4	-	-	50.0
	中核市	11	9.1	18.2	-	18.2	81.8	9.1	9.1	27.3
町村		5	20.0	20.0	-	-	-	-	-	80.0

女性支援の新たな根拠法を

暴力根絶をめざす女性支援の国際ス
タンドार्टに準拠し、

女性の人権確立をめざす

売春防止法にかわる

あらたな女性支援の根拠法を